

法教育に弁護士を活用してみませんか？



岡山弁護士会所属の弁護士が出張授業をします。

弁護士が教室にうかがいます！

岡山弁護士会では、法教育の講師として弁護士を派遣し、出張授業を実施しています。ぜひご活用ください！

年間平均約50件の派遣実績があり、ご好評をいただいています。

提供できる授業メニューは右記の5つです。授業の内容や進め方の詳細につきましては、担当弁護士がご担当者様とお電話等で事前に打ち合わせを行っております。

双方向の授業を提供していますので、クラスごとに弁護士を派遣する形が基本となります。特にご希望があれば、体育館等での講演形式にも対応します。また、オンラインでの実施についてはご相談ください。

※ 費用について

1クラス当たり、1万円＋交通費（当会基準）です。

ただし、費用のお支払が難しい場合は、岡山弁護士会の負担にて派遣可能です。弁護士会負担での実施には年間上限がありますので、お早めにお申込ください。

なぜ弁護士が法教育を？

法教育は、子どもたちに個人を尊重する自由で公正な民主主義社会の担い手となってもらえるよう、法や司法制度の基礎にある考え方を理解し、法的なものの見方や考え方を身につけてもらうことを目的とする教育です。

新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」という理念の下、外部専門家等と連携・協働しながら、より一層、法教育を充実させることが望まれています。

弁護士は、法の理念や基本原則に対する深い理解の下、紛争の予防や公正妥当な解決といった日々の業務を通じて、自由で公正な社会の実現を目指しており、法教育の外部講師として最適です。充実した法教育の実践のため、弁護士をぜひご活用ください！

★授業メニュー

- ①主権者教育
- ②消費者教育
- ③キャリア教育（弁護士の仕事）
- ④ワーカールール教育
- ⑤いじめ予防授業

★対象学年

小学校：5、6年生(上記⑤)

中学校：2年生(上記③)

3年生(上記①～④)

高校：全学年(上記①～④)

特別支援学校：中学部3年生

および高等部(上記①～④)

★方式

基本：クラスごとの授業

（講演方式も可能です）

時間：1～2コマ

（1コマ45～60分目安）

★費用

1クラス当たり

1万円＋交通費（当会基準）

※お支払が難しい場合は、

当会負担による実施も可

（ただし年間上限あり）

ご質問は下記照会先にお問合せください。なお、お申込みは裏面の「弁護士出張授業申込書」をご利用ください。

